

社会福祉法人会計で作成される決算 書類等の役割及び経営状況の確認 (経営分析) について

主催：熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班

日時：令和5年6月19日

10時20分～12時00分

場所：県庁本館地下大会議室

講師：公認会計士 立石和裕

財務状況が安定した法人運営を行っていくために、注意すべき点は何でしょうか

- 決算書を構成する様々な計算書類の役割を理解する。
- 決算書の数値は、活動の成果を表している。数値の変化に着目する。
- 決算書の数値は、活動の結果を表すのみ、目標の数値を得るためには、活動そのものを変化させる必要がある。

社会福祉法人の決算書

(各会計年度に係る計算書類)

第七条の二 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる貸借対照表
 - イ 法人単位貸借対照表
 - ロ 貸借対照表内訳表
 - ハ 事業区分貸借対照表内訳表
 - ニ 拠点区分貸借対照表
- 二 次に掲げる収支計算書
 - イ 次に掲げる資金収支計算書
 - (1) 法人単位資金収支計算書
 - (2) 資金収支内訳表
 - (3) 事業区分資金収支内訳表
 - (4) 拠点区分資金収支計算書
 - ロ 次に掲げる事業活動計算書
 - (1) 法人単位事業活動計算書
 - (2) 事業活動内訳表
 - (3) 事業区分事業活動内訳表
 - (4) 拠点区分事業活動計算書

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

- 一 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ(2)
- 二 拠点区分の数が一である場合 前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)
- 三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 前項第一号ハ並びに第二号イ(3)及びロ(3)

社会福祉法人の決算書

（附属明細書）

第三十条 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。一 借入金明細書

二 寄附金収益明細書

三 補助金事業等収益明細書

四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

五 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

六 基本金明細書

七 国庫補助金等特別積立金明細書

八 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書

九 引当金明細書

十 拠点区分資金収支明細書

十一 拠点区分事業活動明細書

十二 積立金・積立資産明細書

十三 サービス区分間繰入金明細書

十四 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書

十五 就労支援事業別事業活動明細書

十六 就労支援事業製造原価明細書

十七 就労支援事業販管費明細書

十八 就労支援事業明細書

十九 授産事業費用明細書

社会福祉法人会計基準の構成

■社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知（「運用上の取扱い」、「運用上の留意事項」）によって構成される。

社会福祉法人会計基準省令

- 会計基準の目的や一般原則等、会計ルールの基本原則を定めるもの。
- 計算書類の様式、勘定科目を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）

- 基準省令の解説
- 附属明細書及び財産目録の様式を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）

- 基準省令及び運用上の留意事項では定めていない一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行
- 各勘定科目の説明を規定

社会福祉法人が作成する計算書類

■法人全体、事業区分別、拠点区分別に、計算書類(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表)を作成する。

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	備考
法人全体	第一号第一様式 (法人単位資金収支計算書)	第二号第一様式 (法人単位事業活動計算書)	第三号第一様式 (法人単位貸借対照表)	
法人全体 (事業区分別)	○○第一号第二様式 (資金収支内訳表)	○○第二号第二様式 (事業活動内訳表)	○○第三号第二様式 (貸借対照表内訳表)	左記様式では事業区分間の 内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第一号第三様式 (事業区分資金収支内訳表)	◎第二号第三様式 (事業区分事業活動内訳表)	◎第三号第三様式 (事業区分貸借対照表内訳表)	左記様式では拠点区分間の 内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第一号第四様式 (拠点区分資金収支計算書)	第二号第四様式 (拠点区分事業活動計算書)	第三号第四様式 (拠点区分貸借対照表)	
サービス区分	☆拠点区分 資金収支明細書	☆拠点区分 事業活動明細書		各明細書ではサービス区分間の 内部取引消去を行う

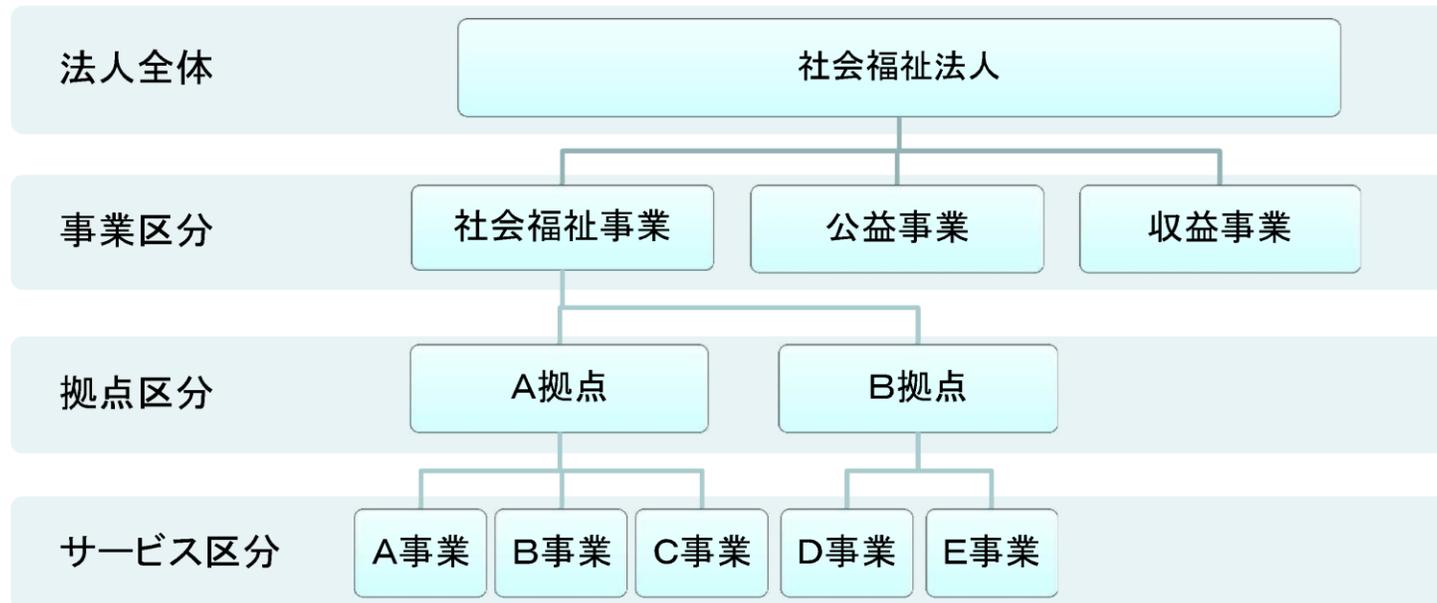
(注)法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の種類に応じていずれか1つを省略できる。
なお、サービス区分が一つの法人の場合いずれも省略できる。

事業区分、拠点区分等の区分方法

■実施事業に応じて、事業区分、拠点区分、サービス区分の分類を行う。

- ① 事業区分
社会福祉法に規定する社会福祉事業、公益事業、収益事業に基づき区分する。
- ② 拠点区分
一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの区分とする。
- ③ サービス区分
拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請により区分する。



その他に作成が必要な書類

■ 計算書類を補完するものとして、附属明細書、計算書類の注記、財産目録を作成する。

附属明細書	計算書類の注記
<p>(1) 全事業に係る附属明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金明細書 ・寄附金収益明細書 ・補助金事業等収益明細書 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・基本金明細書 ・国庫補助金等特別積立金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ・引当金明細書 ・拠点区分資金収支明細書〔再掲〕 ・拠点区分事業活動明細書〔再掲〕 ・積立金・積立資産明細書 ・サービス区分間繰入金明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 <p>(2) 就労支援事業等に係る附属明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書 ・就労支援事業明細書 ・授産事業費用明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 継続事業の前提に関する注記 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な会計方針 ・重要な会計方針変更 ・法人で採用する退職給付制度 ・法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 ・基本財産の増減の内容及び金額 ・基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し ・担保に供している資産 ・固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高 ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ☆ 関連当事者との取引の内容 ☆ 重要な偶発債務 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な後発事象 ・その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに試算、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(注1) 該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成を省略できる。

(注2) 注記は、法人全体及び各拠点区分で作成する。
なお、「☆」については、拠点区分の注記では、記載を要しない。

決算3表と附属明細書

資金収支計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

--

貸借対照表

令和××年3月31日現在

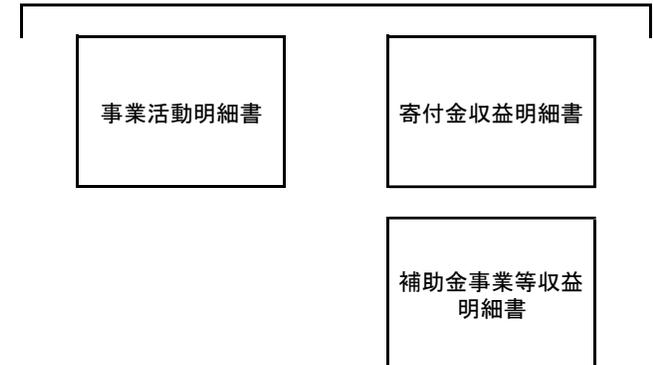
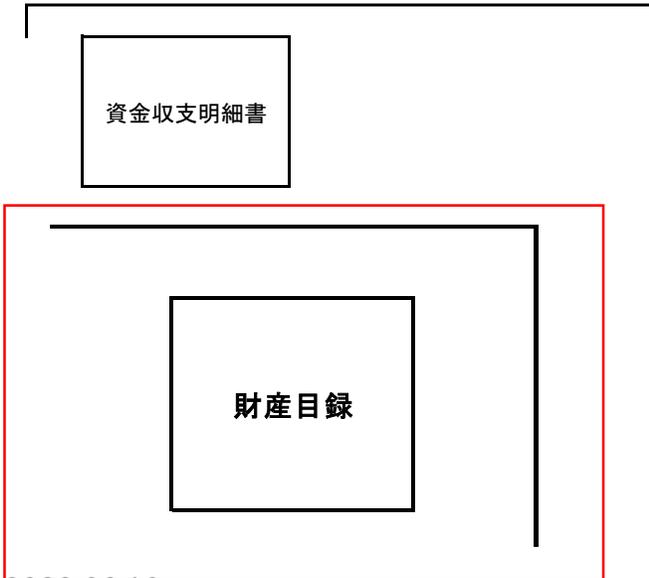
流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産
	[次期繰越活動増減差額]

事業活動計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

--

【主な附属明細書】



決算書のルーツ

【財産目録】

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	運転資金として	-	-	×××
			小計			×××
事業未収金	-	〇月分介護報酬等	-	-	×××
	-	-	-
			流動資産合計			×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	×××
			小計			×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
			小計			×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	×××
	-	-	-
			基本財産合計			×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	×××
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	-	本部として使用している	-	-	×××
			小計			×××
建物	(C拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車輛運搬具	〇〇他3台	-	利用者送迎用	×××	×××	×××
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	×××
	-	-	-
			その他の固定資産合計			×××
			固定資産合計			×××
			資産合計			×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	-		-	-	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	-		-	-	×××
	-		-	-
			流動負債合計			×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	-		-	-	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
	-		-	-
			固定負債合計			×××
			負債合計			×××
			差引純資産			×××

【財産目録】

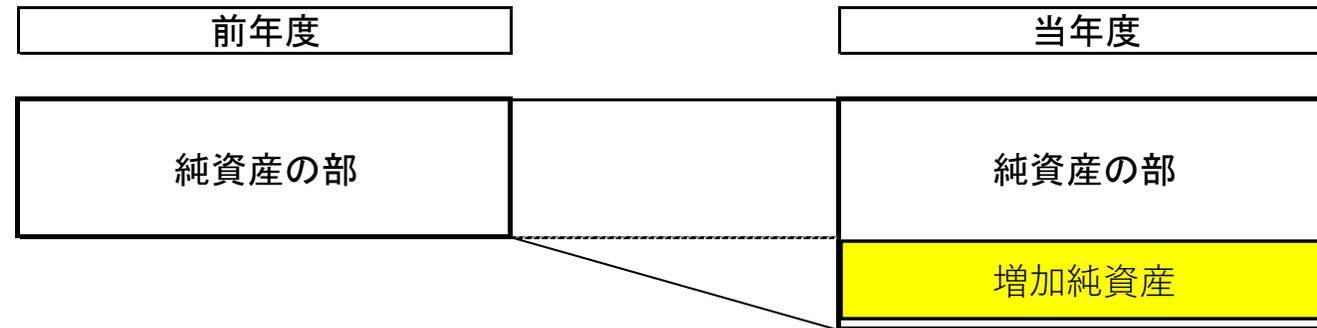
財産目録

令和〇年〇月〇日

内容	金額
I. 資産の部	
□□□	XXX
□□□	XXX
□□□	XXX
資産の部 合計	XXX
II. 負債の部	
□□□	XXX
□□□	XXX
□□□	XXX
負債の部 合計	XXX
III. 純資産の部	
	XXX

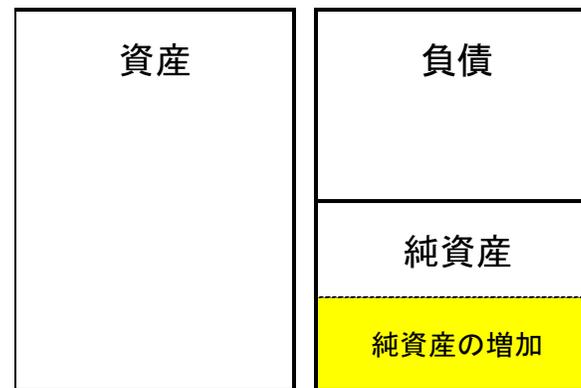
資産の部 合計
控除: 負債の部 合計

【財産目録】

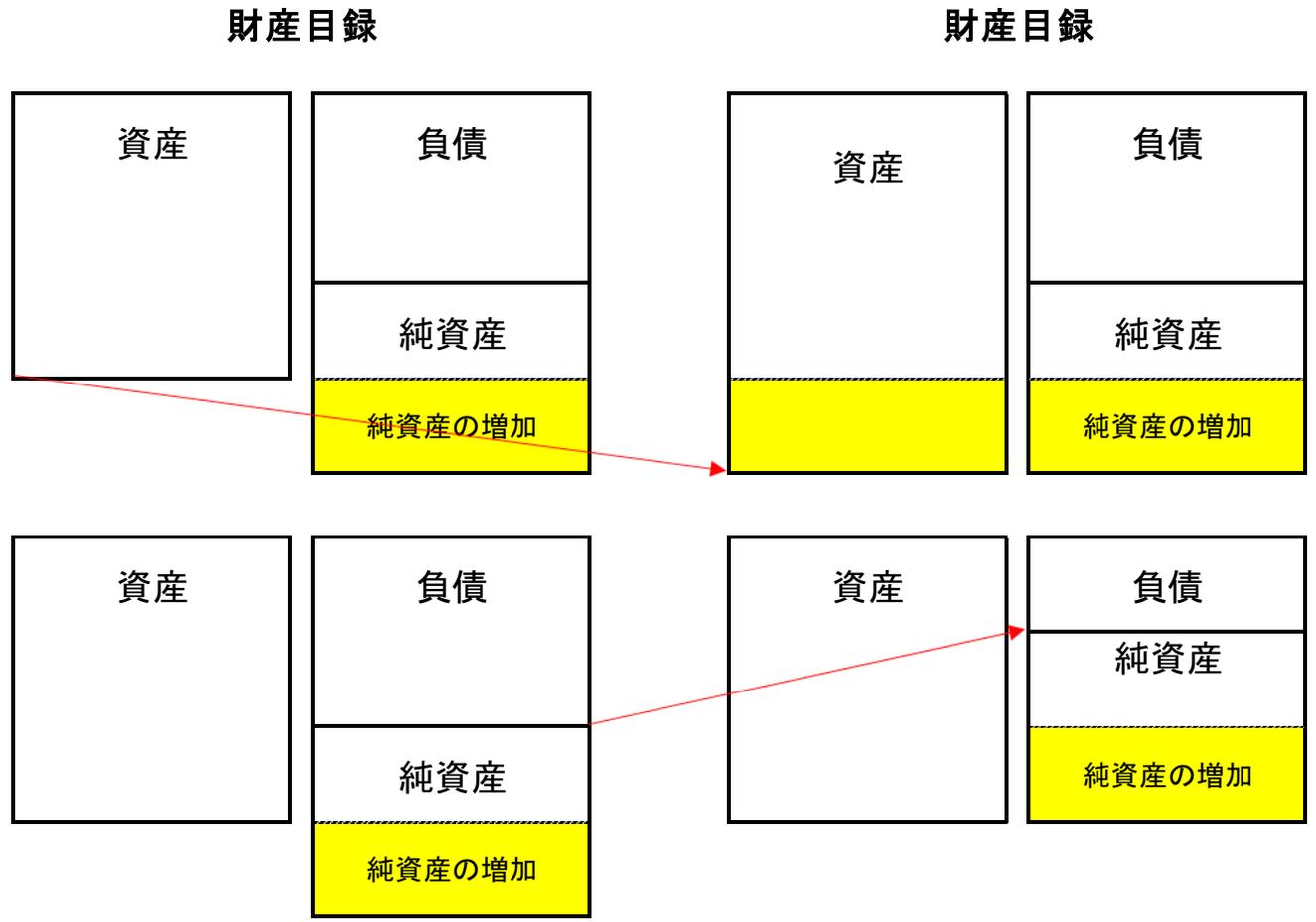


財産目録の作成目的は、純資産の額の算定にある。
 財産目録を毎年作成することで、純資産が前年比どの程度増減したか理解することができる。

財産目録

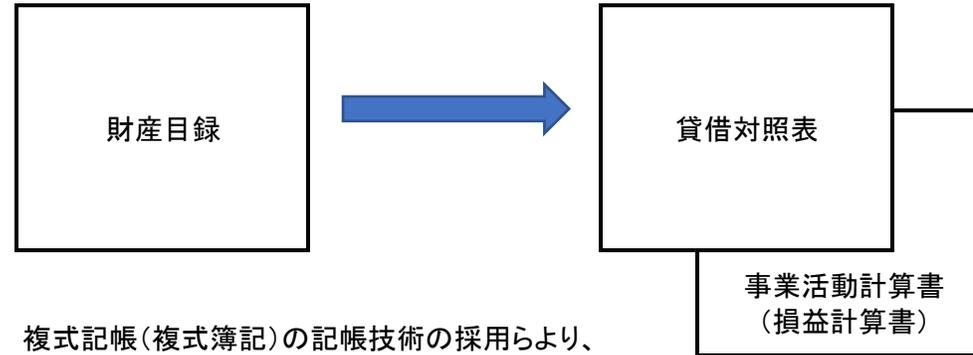


【財産目録】



【財産目録】

財産目録では、純資産の額の額を知ることができるが、純資産の増減の原因を知ることができない。



複式記帳(複式簿記)の記帳技術の採用により、帳簿(総勘定元帳)の裏付けのある貸借対照表・事業活動計算書(損益計算書)が作成される。

【財産目録】

財産目録

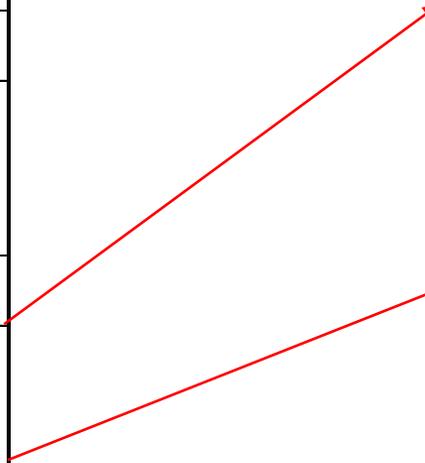
令和〇年〇月〇日

内容	金額
I. 資産の部	
□□□	XXX
□□□	XXX
□□□	XXX
資産の部 合計	XXX
II. 負債の部	
□□□	XXX
□□□	XXX
□□□	XXX
負債の部 合計	XXX
III. 純資産の部	
	XXX

貸借対照表

平成 年 月 日現在

純資産の部			
基本金			
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金			
施設整備積立金			
次期繰越活動増減差額			
(うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			



決算3表と附属明細書

資金収支計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

--

【主な附属明細書】

資金収支明細書

貸借対照表

令和××年3月31日現在

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産
	[次期繰越活動増減差額]

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

引当金明細書

借入金明細書

基本金明細書

国庫補助金等特別積立金明細書

積立金・積立資産明細書

事業活動計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

--

事業活動明細書

寄付金収益明細書

補助金事業等収益明細書

決算3表の役割

理事者の業務執行権限を予算を活用し制限するために活用される計算書類であり、予算・決算対比で作成され、予算の範囲内で理事者が業務執行を行ったか評価される。

資金収支計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	介護保険事業収入			
	老人福祉事業収入			
	児童福祉事業収入			
			
	事業活動収入計			
	支出			
	人件費支出			
	事業費支出			
	事務費支出			
.....				
事業活動支出計				
事業活動資金収支差額				

事業の経営成績・財政状態を把握するために作成される。あらかじめ決められたルールに基づき作成されるため、理事者の恣意性が排除される。
 この計算書類は、行っている事業が将来にわたって継続可能か判断するために活用され、経年比較や他の法人との比較など可能である。
 事業活動の変化を知るため前年対比で作成される。

貸借対照表

令和××年3月31日現在

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産
	[次期繰越活動増減差額]

事業活動計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

勘定科目		前年度	当年度	増減
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	老人福祉事業収益			
	児童福祉事業収益			
			
	サービス活動収益計			
	費用			
	人件費			
	事業費			
	事務費			
.....				
サービス活動費用計				
サービス活動増減差額				

貸借対照表

〇〇拠点区分 貸借対照表

令和 年 月 日現在



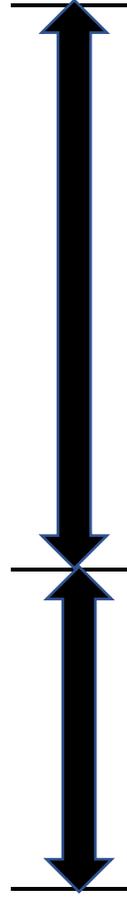
貸借対照表は、体形により健康体か否かを診断します。

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				事業未払金			
事業未収金				未払費用			
立替金				職員預り金			
前払金				前受金			
...				...			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				退職給付引当金			
建物				...			
...							
その他の固定資産				負債の部合計			
構築物							
車両運搬具				純資産の部			
器具及び備品				基本金			
退職給付引当資産				国庫補助金等特別積立金			
施設整備積立資産				その他の積立金			
...				施設整備積立金			
				次期繰越活動増減差額			
				(うち当期活動増減差額)			
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

貸借対照表の診断イメージ

〇〇拠点区分 貸借対照表

令和 年 月 日現在

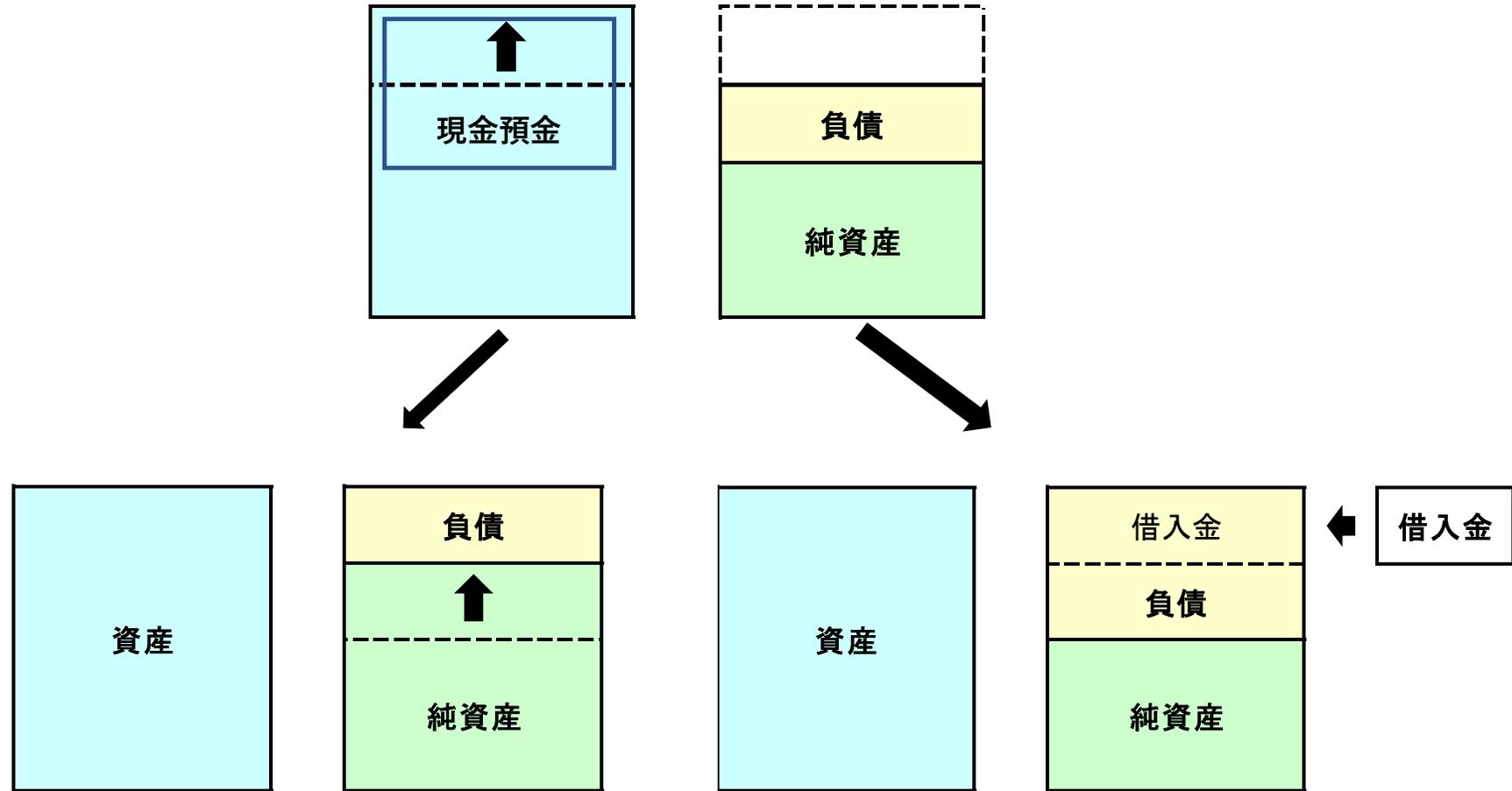
資産の部					負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減		勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産				大小比較 	流動負債			
現金預金					事業未払金			
事業未収金					未払費用			
立替金					職員預り金			
前払金					前受金			
...				...				
固定資産				大小比較 	固定負債			
基本財産					設備資金借入金			
土地					退職給付引当金			
建物					...			
...								
その他の固定資産					負債の部合計			
構築物					純資産の部			
車両運搬具					基本金			
器具及び備品					国庫補助金等特別積立金			
退職給付引当資産					その他の積立金			
施設整備積立資産				施設整備積立金				
...				次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)				
				純資産の部合計				
資産の部合計				負債及び純資産の部合計				

貸借対照表の診断イメージ

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

貸借対照表

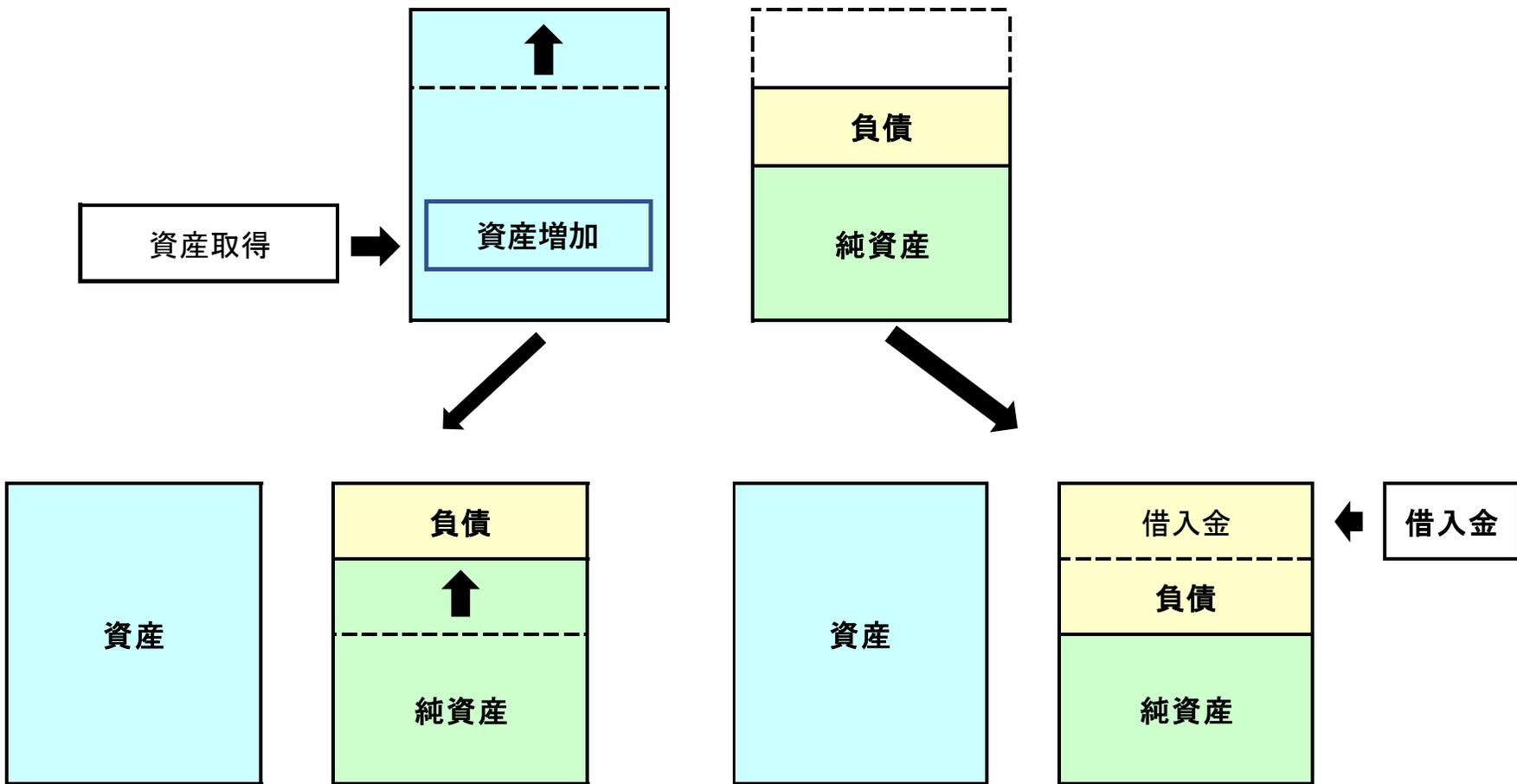


貸借対照表の診断イメージ

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

貸借対照表

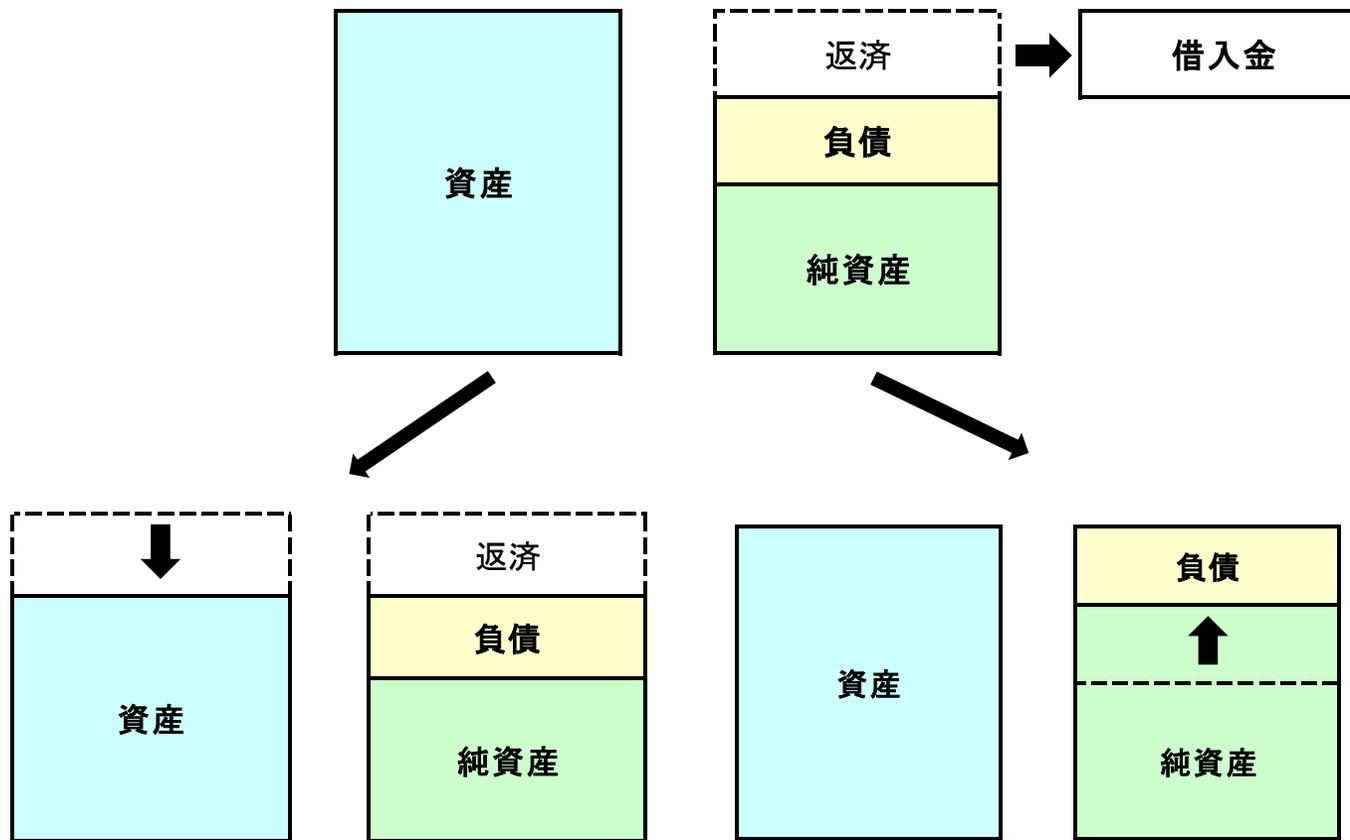


貸借対照表の診断イメージ

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

貸借対照表

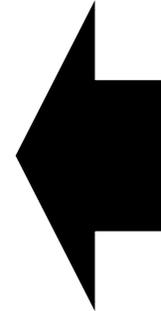


貸借対照表の診断イメージ

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

純資産の部			
基本金			
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金			
施設整備積立金			
次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			



純資産を増加させる要因

基本財産取得のための寄付金
基本財産取得に要した借入金返済
のための寄付金
固定資産取得に充当された補助金等

事業活動計算書の当期活動増減差額

事業活動計算書

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

〇〇拠点区分 事業活動計算書

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

勘定科目		前年度	当年度	増減
サービス活動増減の部	収入			
	介護保険事業収益			
	老人福祉事業収益			
	児童福祉事業収益			
			
	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	生活保護事業収益			
	医療事業収益			
	〇〇事業収益			
〇〇収益				
経常経費寄附金収益				
その他の収益				
	サービス活動収益計			
費用	人件費			
	事業費			
	事務費			
			
	授産事業費用			
	〇〇費用			
	利用者負担軽減額			
	減価償却費			
	国庫補助金等特別積立金取崩額			
	徴収不能額			
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
	サービス活動費用計			
	サービス活動増減差額			

サービス活動外増減の部	収入				
	借入金利息補助金収益				
	受取利息配当金収益				
				
	有価証券売却益				
投資有価証券評価益					
投資有価証券売却益					
その他のサービス活動外収益					
	サービス活動外収益計				
費用	支払利息				
	有価証券評価損				
				
	投資有価証券評価損				
	投資有価証券売却損				
その他のサービス活動外費用					
	サービス活動外費用計				
	サービス活動外増減差額				
経常増減差額					
特別増減の部	収入				
	施設整備等補助金収益				
	施設整備等寄附金収益				
				
	固定資産受贈額				
	固定資産売却益				
	その他の特別収益				
		特別収益計			
	費用	基本金組入額			
		資産評価損			
.....					
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)					
国庫補助金等特別積立金積立額					
災害損失					
その他の特別損失					
	特別費用計				
	特別増減差額				
当期活動増減差額					
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額				
	当期末繰越活動増減差額				
	基本金取崩額				
	その他の積立金取崩額				
	その他の積立金積立額				
	次期繰越活動増減差額				

事業活動明細書

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

別紙3(⑩)

つばめの里拠点区分 事業活動明細書

(自) 平成30年 4月 1日 (至) 平成31年 3月31日

社会福祉法人 クオリティ・ラボ

(単位：円)

勘定科目		サービス区分			合計
		特別養護老人ホーム	老人デイサービス事業	老人短期入所事業	
部	投資有価証券評価損				
	費用				
	投資有価証券売却損				
	その他のサービス活動外費用				
	利用者等外給食費				
	雑損失				
	為替差損				
	雑損失				
	サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	0
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	0	0	0	0

決算3表の役割

理事者の業務執行権限を予算を活用し制限するために活用される計算書類であり、予算・決算対比で作成され、予算の範囲内で理事者が業務執行を行ったか評価される。

資金収支計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	介護保険事業収入			
	老人福祉事業収入			
	児童福祉事業収入			
			
	事業活動収入計			
	支出			
	人件費支出			
	事業費支出			
	事務費支出			
.....				
事業活動支出計				
事業活動資金収支差額				

事業の経営成績・財政状態を把握するために作成される。あらかじめ決められたルールに基づき作成されるため、理事者の恣意性が排除される。
 この計算書類は、行っている事業が将来にわたって継続可能か判断するために活用され、経年比較や他の法人との比較など可能である。
 事業活動の変化を知るため前年対比で作成される。

貸借対照表

令和××年3月31日現在

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産
	[次期繰越活動増減差額]

事業活動計算書

(自)令和××年4月1日 (至)令和××年3月31日

勘定科目		前年度	当年度	増減
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	老人福祉事業収益			
	児童福祉事業収益			
			
	サービス活動収益計			
	費用			
	人件費			
	事業費			
	事務費			
.....				
サービス活動費用計				
サービス活動増減差額				

資金収支計算書

〇〇拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	介護保険事業収入			
	老人福祉事業収入			
	児童福祉事業収入			
			
	就労支援事業収入			
	障害福祉サービス等事業収入			
	生活保護事業収入			
	医療事業収入			
	〇〇事業収入			
	〇〇収益			
	経常経費寄附金収益			
	その他の収益			
	事業活動収入計			
	支出			
人件費支出				
事業費支出				
事務費支出				
.....				
授産事業費用				
〇〇費用				
利用者負担軽減額				
減価償却費				
国庫補助金等特別積立金取崩額				
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
事業活動支出計				
事業活動資金収支差額				

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金収入 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			
		施設整備等収入計			
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用			
		施設整備等支出計			
		施設整備等資金収支差額			
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益			
		その他の活動収入計			
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失			
		その他の活動支出計			
		その他の活動資金収支差額			
	予備費				
	当期資金収支差額合計				

前期末支払資金残高			
当期末支払資金残高			

貸借対照表

資金収支計算書

計算書類の役割を理解

令和 年 月 日現在

数値の変化に着目

資産の部				資産の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				事業未払金			
事業未収金				未払費用			
立替金				職員預り金			
前払金				前受金			
...				...			
				当期末支払資金残高			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				退職給付引当金			
建物				...			
...							
その他の固定資産				負債の部合計			
構築物				純資産の部			
車両運搬具				基本金			
器具及び備品				国庫補助金等特別積立金			
退職給付引当資産				その他の積立金			
施設整備積立資産				施設整備積立金			
...				次期繰越活動増減差額			
				(うち当期活動増減差額)			
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

資金収支計算書

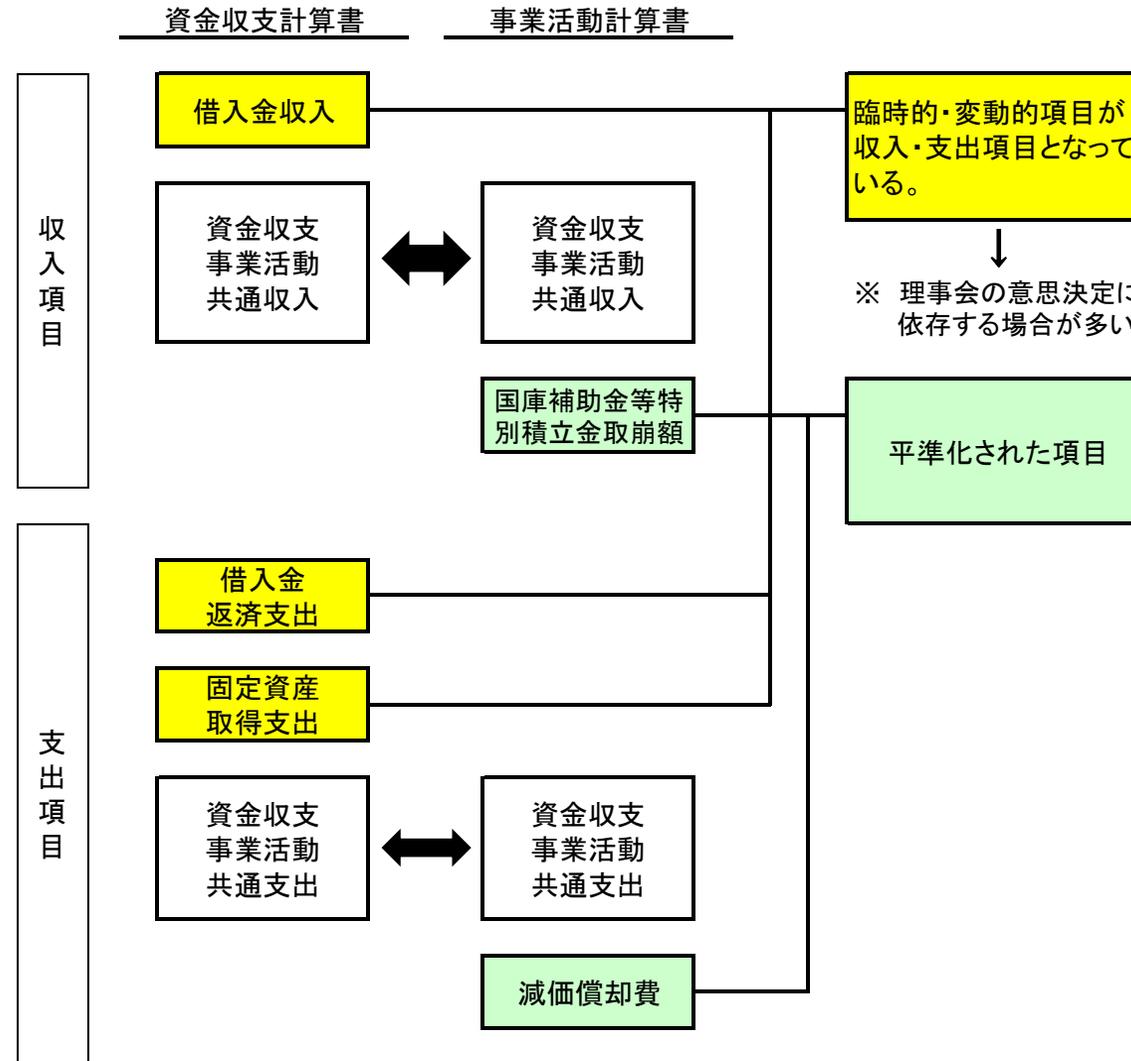
勘定科目	予算	決算	差異
予備費			
当期資金収支差額合計			
前期末支払資金残高			
当期末支払資金残高			

※ 注意

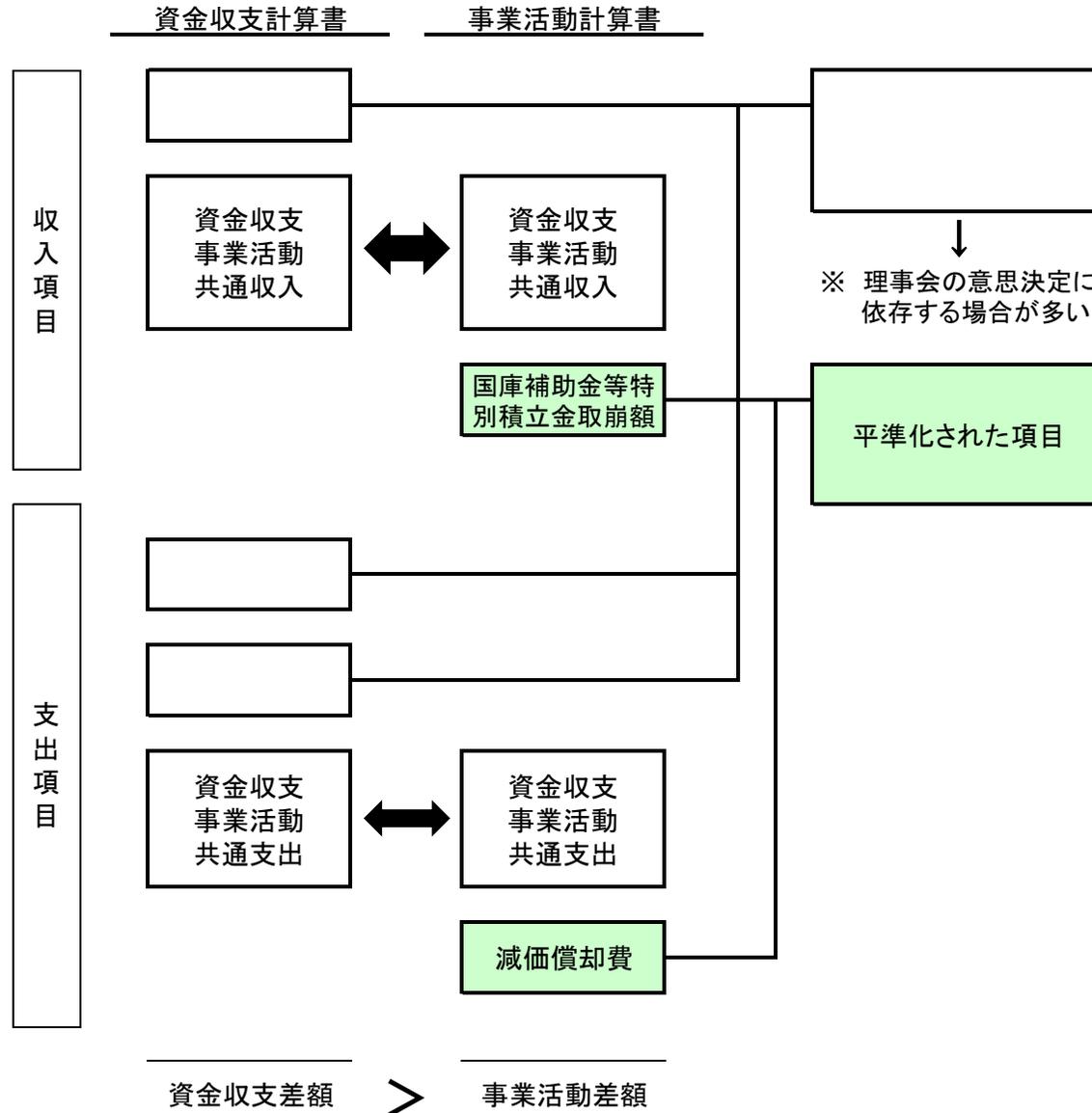
説明を容易にするため資金の範囲を[流動資産－流動負債]としています。実際は以下の項目は、除いて計算する必要があります。

- ① 1年基準により、固定資産又は固定負債から振り返られたもの
- ② 棚卸資産(貯蔵品を除く)
- ③ 引当金

資金収支計算書と事業活動計算書の比較



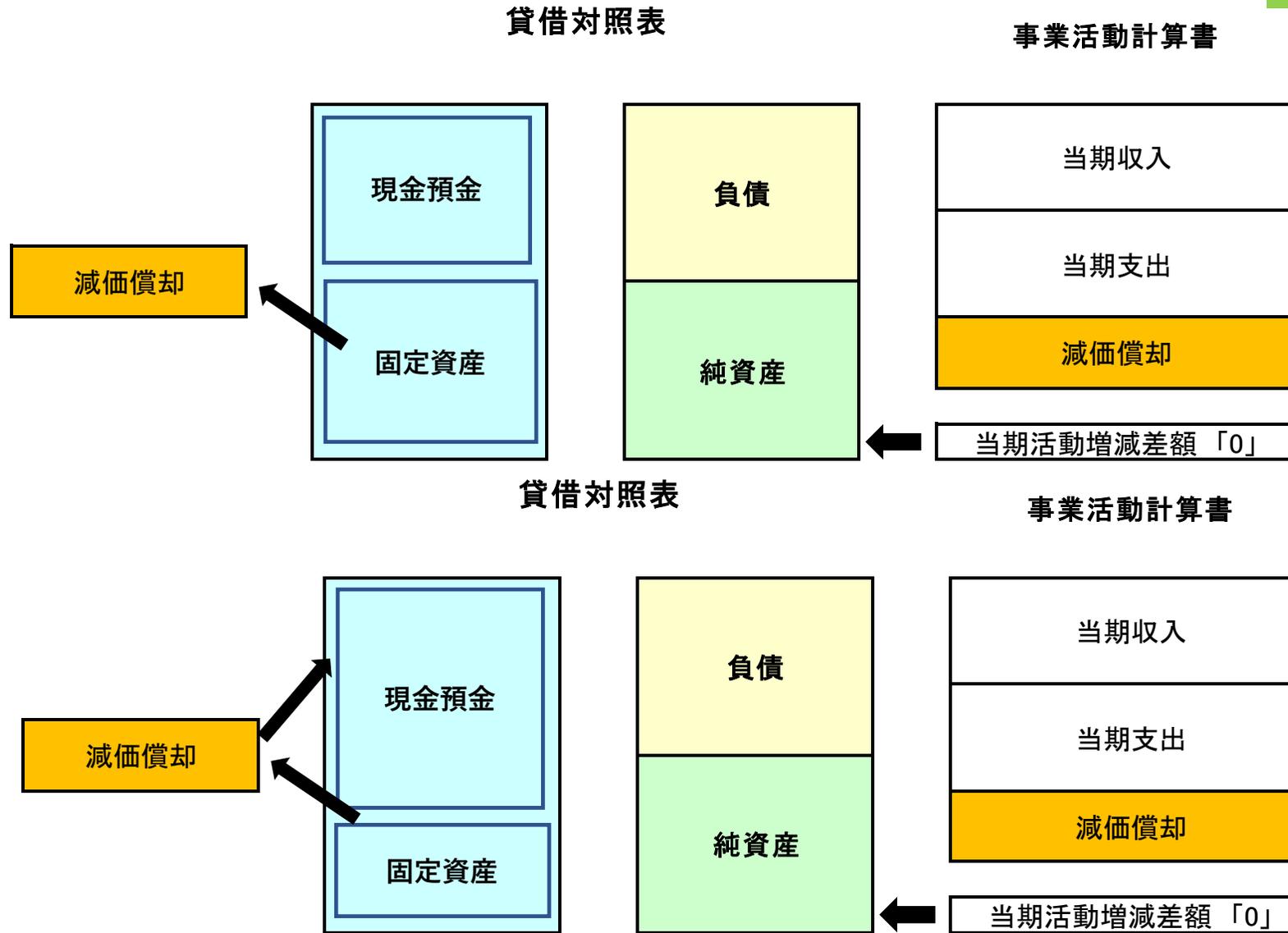
資金収支計算書と事業活動計算書の比較



減価償却の効果

計算書類の役割を理解

数値の変化に着目



資金収支計算書と事業活動計算書の収支バランス

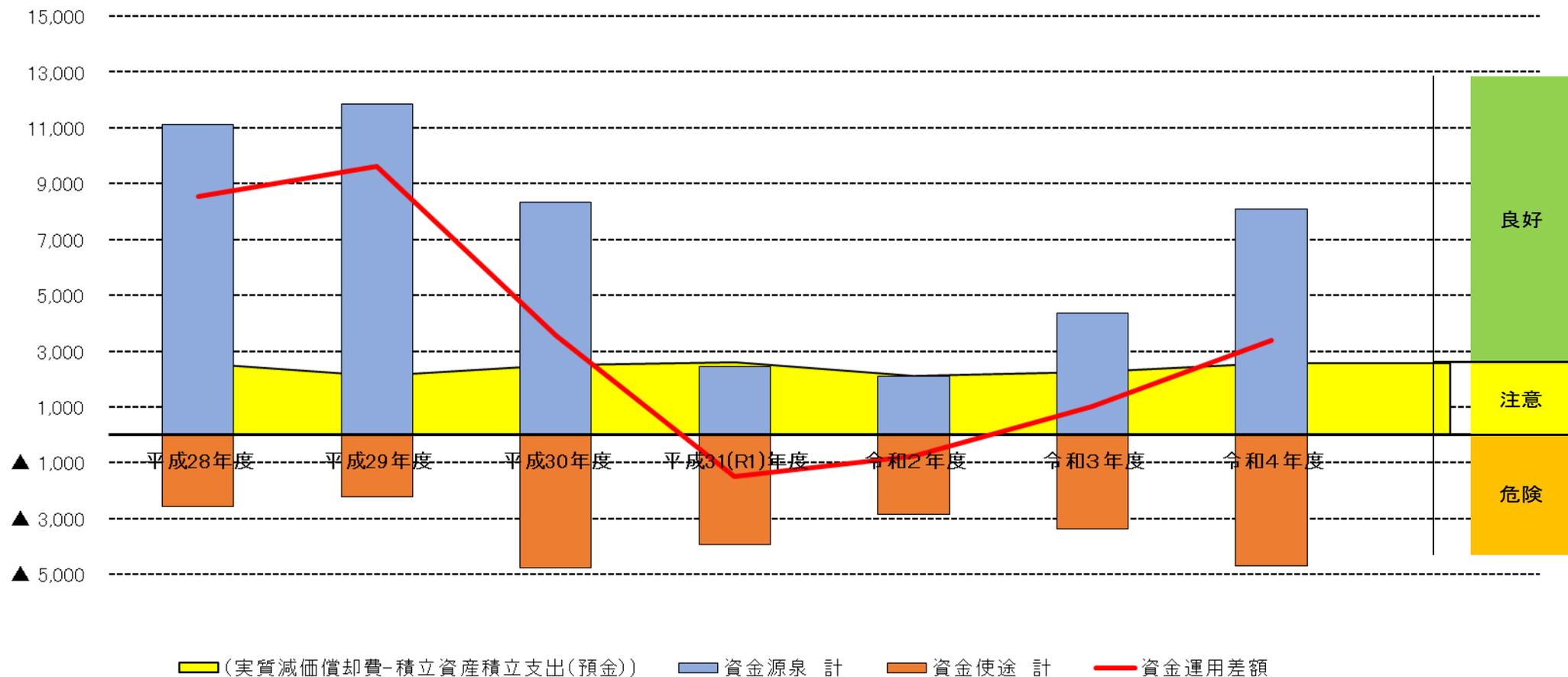
資金の源泉		資金の使途	
当期活動増減差額	P/L	固定資産取得支出	C/F
減価償却費	P/L	設備資金借入金返還支出	C/F
国庫補助金等特別積立金取崩額(▲)	P/L	国庫補助金等特別積立金積立額(▲)	P/L
賞与引当金純増(+) 純減(▲)	B/S	積立資産積立支出(預金)	C/F
設備資金借入金収入	C/F		
積立資産取崩収入(預金)	C/F		
資金の源泉 合計(a)		資金の使途 合計(b)	
(a) - (b) 資金運用差額			

資金収支計算書と事業活動計算書の収支バランス

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(R1)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期活動増減差額	P/L							
減価償却費	① P/L							
国庫補助金等特別積立金取崩額(▲)	② P/L							
賞与引当金純増(+)/純減(▲)	B/S							
設備資金借入金収入	C/F							
積立資産取崩収入(預金)	C/F							
資金源泉 計	(A)	0	0	0	0	0	0	0
設備資金借入金返済	C/F							
固定資産取得支出	C/F							
国庫補助金等特別積立金積立額(▲)	P/L							
積立資産積立支出(預金)	③ C/F							
資金使途 計	(B)	0	0	0	0	0	0	0
資金運用差額	(A)-(B)	0	0	0	0	0	0	0
(実質減価償却費)	①+②	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(実質減価償却費-積立資産積立支出(預金))	①+②-③	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

資金収支計算書と事業活動計算書の収支バランス

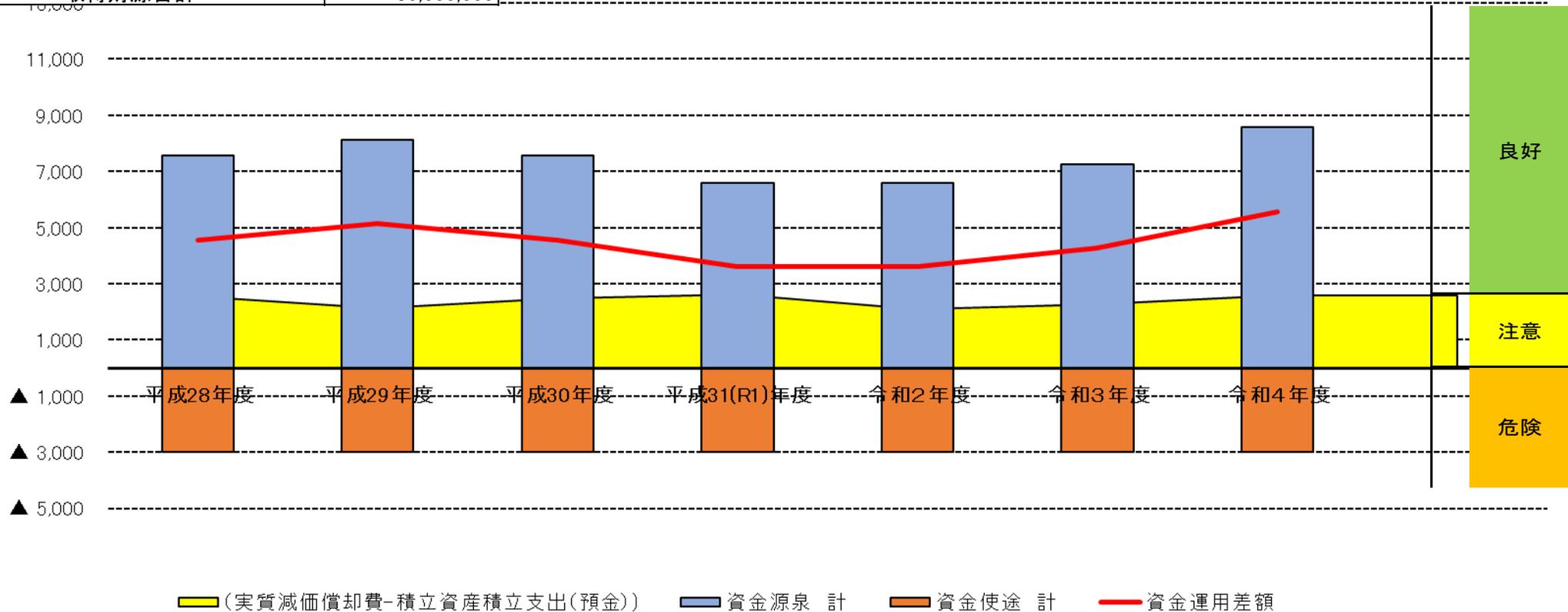
資金運用差額推移



資金収支計算書と事業活動計算書の収支バランス・シミュレーション

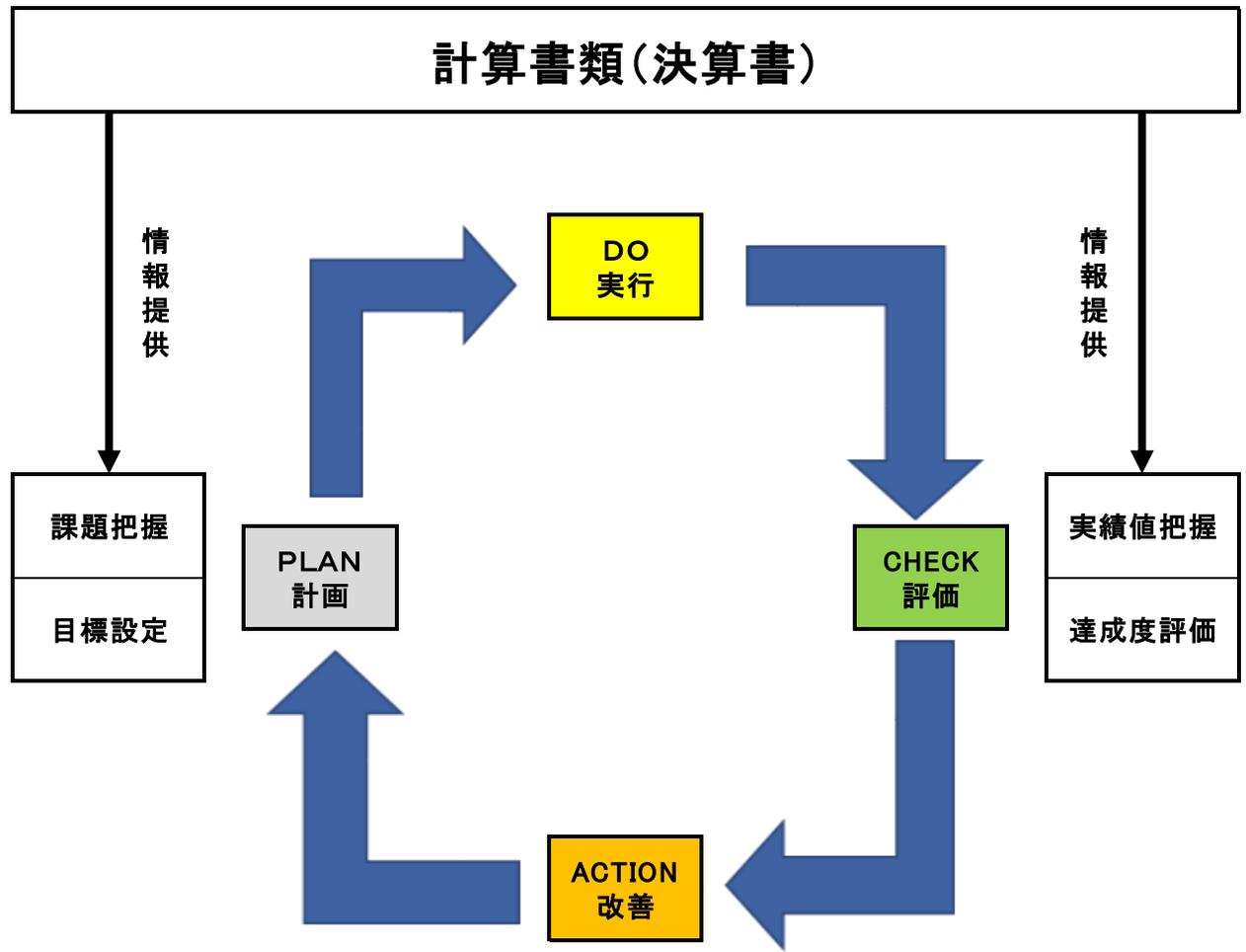
	平成29年度
建物増築建築費	50,000,000
【取得財源】	
補助金	25,000,000
借入金	15,000,000
自己資金	10,000,000
取得財源合計	50,000,000

資金運用差額推移



法人の改善方策としてどのようなことが考えられるでしょうか

- 決算書の数値の変化を理解し課題を把握する。
- 課題解決のPDCAサイクルを回していく。
- 決算書の数値は、活動の結果を表すのみ、課題解決への目標値を達成するためには、活動そのものを変化させる必要がある。



KPI Key Performance Indicator (重要業績評価指標)

業績管理評価のための重要な指標。KPIを正しく設定することは、組織の目標を達成する上で必要不可欠である。



2021年度(令和3年度)決算分(ダイジェスト版)

- [2021年度\(令和3年度\) 社会福祉法人の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 医療法人の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 病院の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 特別養護老人ホームの経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 介護老人保健施設の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 認知症高齢者グループホームの経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 通所介護・認知症対応型通所介護の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 障害福祉サービス《日中活動系サービス》の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 障害福祉サービス《居住系サービス》の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 障害福祉サービス《児童系サービス》の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 訪問介護の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 保育所及び認定こども園の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 小規模多機能型居宅介護の経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) ケアハウスの経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 養護老人ホームの経営状況](#) PDF
- [2021年度\(令和3年度\) 診療所の経営状況](#) PDF

「経営分析参考指標」 2021年度決算分-社会福祉法人の概要-

<収支の状況>

区分		2020年度	2021年度	差引 (2021-2020)	
社会福祉法人数		法人			
1 法人当たり従事者数		人			
収 支 の 状 況	総収益 構成比	サービス活動収益	%		
		サービス活動外収益	%		
	サービス 活動収益 構成比	特別収益	%		
		介護保険事業収益	%		
		老人福祉事業収益	%		
		児童福祉事業収益	%		
		保育事業収益	%		
		就労支援事業収益	%		
		障害福祉サービス等事業収益	%		
		生活保護事業収益	%		
		医療事業収益	%		
		その他収益	%		
	費 用	サービス 活動収益 に対する サービス 活動費用 の割合	人件費	%	
			経費	%	
		事業費	%		
		事務費	%		
		減価償却費	%		
		その他	%		
	計	%			

社会福祉法人経営相談室のご案内

社会福祉法人等の経営における諸問題について、専門相談員がアドバイスを行います。

相談無料 **秘密厳守** お気軽にご相談ください。

各専門相談員による支援内容

社会保険労務士	就業規則 非常勤職員の雇用等	職員給与 人事考課	労働協約 働き方改革 他	職員の福利厚生
公認会計士	会計処理 経営分析	予算編成 収益事業処理 他	決算手続	資産管理方法 税務関係
弁護士	法人定款 利用者の相続	契約手続 事故補償	利用者人権 苦情処理 他	利用者の遺留品

来所相談

専門相談員が毎月1回(指定日)に対応します。(場所:熊本県総合福祉センター5階 経営相談室)

○社会保険労務士 第1月曜日 13:30~16:00

○公認会計士 第2火曜日 13:00~16:00

○弁護士 第3木曜日 13:00~16:00

※来所相談は事前予約が必要です。

※指定日が休日の場合は原則として翌週の該当曜日になります。

電話相談

電話での相談も承ります。お申込み後、専門相談員が直接電話します。

※専門相談員からの電話は、日程調整等のため少しお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

申込方法

本会ホームページ内「社会福祉法人等の経営に関する相談」に添付の専用申込書に必要事項をご記入のうえ、メールにてお申込みください。 <https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

※送信後は何らかの影響で届かない場合がありますので、着信確認の電話をお願いします。

～お申込み・お問合せ先～

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 施設団体支援課 経営相談事業担当

熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター5階

TEL 096-324-5465 FAX 096-355-5440

E-mail: soudan@kumashakyo.jp